



## TP Alert

# タイ国における移転価格に関する 最新動向

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## タイが国別報告書の交換に関する権限ある当局の多国間合意(CbC MCAA)への加盟へ

経済協力開発機構（以下「OECD」）が公表した国際基準を満たす国別報告書（以下「CbCR」）の交換促進を目的とした CbCR の交換に関する権限ある当局の多国間合意（以下「CbC MCAA」）にタイが加盟することが、2022年10月18日付で閣議決定されました。

タイ歳入局は、2021年に所得税に関する歳入局長官告示（No.408）を発行し、タイ国に本社を置くか、あるいはタイ国で事業を行う多国籍企業グループ（以下「多国籍企業グループ」）の CbCR の義務を定めています。

CbCR は、上述の合意に加盟する歳入局に、多国籍企業グループにおける国・地域ごとに分割した経営成績の主要な要素を可視化できる情報を提供します。そこには、多国籍企業グループの各国・地域における名称と主な事業活動も含まれます。

CbCRルールを効率的かつ効果的に機能させるための重要なメカニズムは、多国籍企業グループが事業展開する各国税務当局に CbCR を提出するのではなく、税務当局間で自動的に CbCR が交換されることです。

CbC MCAA とは、CbCR を導入する国々において、多国籍企業グループの報告主体（例えば、最終的な親会社）が作成の上その居住国の税務当局に提出する報告書を、多国籍企業グループが活動する全ての国の税務当局と自動的に交換するための規則と手続の導入のために制定された枠組みです。

タイ国が CbC MCAA に加盟することにより、タイ国内に報告企業（例えば、最終的親会社（UPE））を有する多国籍企業グループは、タイ歳入局を通じて CbCR を提出し、それを多国籍企業グループが活動する国々の歳入局と交換することができるようになる予定です。逆に、タイ国内で事業活動を行う多国籍企業グループの CbCR を、多国籍企業グループの報告主体が税務上の居住者である歳入局から受け取ることもできるようになります。上述のとおり CbCR を交換できるのは、両国が CbC MCAA に加盟しているか、二国間協定を結んでいることが前提です。交換関係が存在しない場合で、かつ、タイ国外に報告会社を持つがタイ国で事業を行う多国籍企業グループの場合、タイ国歳入局は現地法人に CbCR を要求する権利を有します。タイ国歳入局が CbCR を要求してから 60 日以内に CbCR を提供しなければなりません。

具体的な例としては、下記のとおりです。

- ある多国籍企業グループの UPE は日本にあり、タイ国に 2 つの子会社があります。日本とタイは CbC MCAA に署名しています。そのため、CbC MCAA に基づき、日本からタイ国歳入局に多国籍企業グループの CbCR が交換されることとなります。タイ子会社のいずれかが、タイ国歳入局に要求に応じて CbCR を提出する必要はありません。
- ある多国籍企業グループの UPE は米国にあり、タイに子会社を保有しています。UPE は米国の税務当局に CbCR を提出します。米国は CbC MCAA に加盟しておらず、現在、米国とタイ国との間には CbCR の交換に関する二国間協定はありません。タイ子会社は、タイ歳入局から要請後 60 日以内に CbCR をタイ歳入局に提出することが要求されます。

今後、タイは CbC MCAA に署名し、2023 年 6 月に初めて加盟国との情報交換を開始する予定です。2021 年 1 月 1 日以降に開始する年度の CbCR は、CbC MCAA の下で交換することが可能です。

## タイ国 APA ガイドラインのアップデート

タイでは、2005 年に日本との間で初めて二国間 APA が合意されるなど、長年にわたって事前確認（APA）プログラムが活発に行われています。二国間 APA の法的根拠は関連する租税条約に規定されており、APA の申請と手続に関する指針はタイ歳入局のウェブサイトにある文書で提供されています。：[GUIDELINE ON APA PROCESS](#)（英語、PDF）をご参照ください。タイ歳入局は、最近、ウェブサイトに掲載されている APA のガイドラインを更新しました。ガイドラインに加えられた主な変更点は、下記の 2 点です。

- ロールバック期間：納税者は、APA 申請の対象となる期間の開始より 2 会計期間以上前のロールバック期間を申請することができるようになりました。これは、個々の納税者の事実と状況に応じて行われます。新しいガイ

ダンスでは、ロールバック期間を申請しようとする納税者は、各 APA 申請の開始時に、その意図と必要な理由を説明するよう求めています。また、納税者は、申請したロールバック期間の事実と状況が APA 期間と同等であることを示す裏付けとなる証拠を提出しなければなりません。

- APA 申請却下の基準：タイ歳入局及び外国税務当局が協定を締結する前に、以下の基準のいずれか 1 つに該当する場合、タイ歳入局は APA 申請をいつでも却下することができます。
  - 1) 納税者が APA の検討に必要な情報を十分に提出していない
  - 2) 他の外国税務当局から APA 申請が既に却下された
  - 3) 納税者の事業が新規事業であり、タイの市場における情報が不十分である
  - 4) 事業上の理由なく租税回避行為その他の異常な行為を行っている証拠又はその疑いがある
  - 5) APA の取決めに関してコンプライアンス違反の証拠がある
  - 6) 上述に加え、タイ歳入局は 以下の理由により APA を拒否することができる
    - 納税者は、合理的な理由なく APA の年次コンプライアンスレポートを提出しない
    - 納税者の他国との商取引と比較して重要でない商取引である
    - 移転価格リスクがない

上記にかかわらず、ロールバック期間中の納税者の事実及び状況が APA の確認対象期間中の事実及び状況と比較できない場合、タイ歳入局はロールバック期間を拒否することができます。

---

## Contacts

本ニュースレターに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先、又は [Thailand Tax and Legal team](#) までお問い合わせください。

- **Stuart Simons**  
Partner - Transfer Pricing  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135  
Email: [ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)
- **Dr. Kancharat Thaidamri**  
Partner - Transfer Pricing  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118  
Email: [kthaidamri@deloitte.com](mailto:kthaidamri@deloitte.com)
- **Chairak Trakhulmontri**  
Partner - Transfer Pricing  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157  
Email: [ctrakhulmontri@deloitte.com](mailto:ctrakhulmontri@deloitte.com)
- **Alisa Arechawapongsawat**  
Partner - Transfer Pricing  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171  
Email: [aarechawapongsawat@deloitte.com](mailto:aarechawapongsawat@deloitte.com)



### Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



### Power of With

Focus on the power humans have with machines.



### Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

[Get in touch](#)



**Deloitte Thailand | Add as safe sender**

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

**About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.